

高萩・北茨城広域事務組合議会事務局設置条例

昭和59年6月15日

条例第9号

改正 令和元年10月1日条例第7号

(事務局の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第2項の規定に基づき、この高萩・北茨城広域事務組合議会に事務局を置く。

(職員の設置)

第2条 事務局に、事務局長、書記その他の職員を置く。

2 事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、別に条例で定める。

(委任)

第3条 法令又はこの条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第7号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。